

第三者評価 群馬県版共通評価基準 (保育所) の改訂について

1. 保育所 (園) 第三者評価基準の見直しに関する視点について

最大の目的は、作成されてから5年が経ち、様々な課題も出されており、また受審数が伸び悩んでいることもあるので、より受審数を増やすためのカンフル剤にするための全面的な見直しを行いました。(改訂のための作業委員会開催：計8回)

視点(1)。「保育所保育指針」の改訂。

一番大きな理由としては、「保育所保育指針」が改訂されたことによります。現行の評価基準は、以前の保育指針を参考に作成されたので、新保育指針の考え方に基づいて改訂する必要性が出てきたということです。

(作業としては・・・)

新評価基準は、これを使用して各園で自己評価を行うことにより、新保育指針の理解と認識が促進されるように作成しました。

視点(2) 共通項目の見直し。

現行のものは、障害や老人の基準と共通する項目が多数あり、保育園からは内容がそぐわないという声が寄せられていました。

(作業としては・・・) 保育独自の項目に作り直しました。

2. 具体的な改正点

(1) マニュアルという捉え方を極力少なくし、保育所の独自の考え方(保育所の方針)を重要視した内容にしたこと。

(2) 保育の実態(保育内容)を評価する項目が多数あったので、それを無くし、保育を提供するシステムを評価する内容に統一したこと。

(3) 他種別との共通項目を無くし、全て保育所独自の評価項目としたこと。

(4) 新保育所保育指針に沿った項目及び内容にしたこと。

(5) 重複しているような項目もあったので、項目を整理したこと。

(90項目 68項目)